

議案第186号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 救助工作車 1台
- 2 取得先 東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
櫻護謨株式会社
代表取締役 中村 浩士
- 3 取得価格 159,600,000円
- 4 取得理由 救助現場における救助活動に充てるため。